

インド社會經濟史研究

深澤 宏 著

昭和四十七年五月 東京 東洋經濟新報社  
A5判 本文五四九頁索引年表二七頁+vi

本書は、深澤氏がここ約二〇年間に、主として、一橋大學經濟學部の研究誌『經濟學研究』、および『一橋論叢』に發表した論文三編を集めた論文集である。『經濟學研究』掲載の四編はとりわけ長大論文であり、これらを含む各論文はいずれも力作であつて、大著たる本書にふさわしい内容を與えている。

深澤氏にはこのほかにもいくつかの論文があるが、主要なもの全編を収録した本書が氏のこれまでの研究業績をほぼ集大成したものと考へていい。困難をきわめがちなインド史研究にあつて、これまでもっとも精力的に發表してきた研究者の一人である深澤氏の研究成果がこうしてまとめられたことは、今後その成果を吸収し、深めていく點からしても、貴重な意味をもっている。

本書収録論文の全編は、十七世紀初頭から十九世紀後半に至る南・西インドのデカンとグジャラート兩地方における土地制度や社

會構造の研究をめざしたものである。こうして對象とする時代や地域、それにテーマからしても、確かに全體が一定のまとまりを示している。とはいへ各論文は異なる時期に個別論文として發表されたものであり、また一次史料による實證性を重視するという著者の慎重な立場を解すれば、本書の書評には、各論文ないしは關連する幾編かの論文ごとに個別的な検討をおこない、そのうちに全體にたいする意見を述べるという形式が適當であろう。ここでは筆者の力量や紙數の制限からして、各論文の主要論旨を簡単に紹介しつつ、そのいくつかについては、やや重點的に検討し、最後に若干の感想を述べることによつて、書評子としての責めを塞ぎたいと思う。

著者は全編を分つて四部に配列しなおしているが、はじめに煩雜さを厭わずその構成を示しておこう。

第一部 中世デカンにおける地方行政と知行制

第一論文 アーデル・シャーヒー王国(西曆一四八九—一六八六年)の地方支配に關する一研究

第二論文 十七世紀デカンにおけるムガル帝國の支配——特に官職<sup>シヤ</sup>知行制度とその荒廢——

第三論文 十八—十九世紀南マラータ地方における知行領主制——特にパトワルダン家について——

第二部 十八世紀マラータ王国における國家權力と社會制度

第四論文 十八世紀マラータ王国における國家とカースト (Caste)

第五論文 十八世紀マラータ王国の奴婢に關する一覺書

第六論文 十八世紀マラータ王国の夫役 (Vethibegar) について

第三部 十八世紀デカンにおける村落構造

第七論文 十八世紀マラータ王国における農地について

第八論文 十八世紀マラータ王国における農民について

第九論文 十八世紀デカンの村落における傭人について

第四部 十九世紀西部インドにおける植民地統治と農村

第十論文 十九世紀英領グジャラートにおける大土地所有

第十一論文 十九世紀英領グジャラートにおける「分有村落」の構造

第十二論文 十九世紀中葉ナーシク近邊の山村に関する二文書

第十三論文 十九世紀英領南マラータ地方の經濟事情

まず巻頭の第一論文は、その西北邊境部がマラータ勢力擡頭の發祥地となったアーディル・シャーヒー王国（つまりパフマニー王朝崩壞後のデカンに分立したムスリム五王国のひとつで通稱ビジャール王国）をとりあげ、プーナのインド史研究所から刊行された同時代のマラーティー語およびペルシア語による公私文書の史料に依據して、デカン地方におけるムスリム支配の構造とマラータ擡頭の制度的背景の解明を試みたものである。ここで、同王国の地方支配を政府から派遣された役人と在地の世襲役人との二重の構造においてとらえようとする著者は、國內が國王直轄區と知行區とに區分されていたことに對應して、前者に管理官、後者に知行受領者がそれぞれ不定期の任用期間をもつ政府役人として派遣されたこと、ならびにこれら政府役人の下には、直轄區と知行區とを問わず別にその地位が王權によって保護された郷主以下の世襲役人がいて、直接人民に接觸していたことを明らかにし、さらに、管理官と知行受領者、および世襲役人がそれぞれの權限と職責の内容からして任地における領有權を強め、「領主」として獨立していく契機を多分にもつものであったところに、マラータ勢力擡頭の背景的要因を見出し

ている。

この論文で紹介された史料には、冒頭部の三敕令をはじめとして興味深いものが多い。そのうち七〇ページ所引の別の敕令の一節については、ローマ字に轉寫して注記された原文をもとにして、これを筆者なりに試譯すればつぎのごとくであつて、著者の邦譯と多少異つてゐる。「國王の慈悲と恩寵により、故アジーズ・ハーンの有せし本管轄區のボーラーマニー村は、勇猛なる國の守りにして、内外に譽れ高き廷室の頼みの者たるアブドゥル・カーダルの名望高き廉直と資性高潔なるゆえをもつて、煙草税とペーンの葉税 (Eh-burg-zakat) ならびに所定の恩給を除く全税目とともに、〔彼に〕與えられる。このため上記の村を明け渡して彼の支配と保有のもとに委ねよ。」この一節中にある *dar waḥ-i-istiḡnāt* の句は、二〇ページ所引史料でもそうであるが、「廉直に對する賞與として」と譯され、このことをもつて「賞與知行」の有力な論據とされている（七二、七八ページ）。しかし *dar waḥ-i-istiḡnāt* に、知行授與の理由を一般的に示すこと以上の特別な意味があるかどうか、筆者には疑問に思われる。

著者はまた、知行授與の條件および受領者の權限によつて、知行に「定領知行」「職務知行」「賞與知行」の三種があつたとするが、知行の種類を問題とするならば、官職の高低に照應して授與される知行と不隨時に別途授與される特別知行との區別、つまり授與名目上の差違と、大知行と小知行とにおける受領者の權限上の差違という、二つの區分基準の設定の仕方の方が有效なものではなからうか。また知行制は官職の位階制（マンサブダル制）と深い關係をもつだけに、この王国にもかかる制度があるとしたら、むしろその

マンサブダール制の分析を通して知行制を考察すれば實態がもつと明らかになつたのではないかとも思われる。

マンサブダール制と知行制との關係については、つぎの第二論文で若干言及されてはいる。だがこの論文の中心的課題は、ムガル帝國の解體と没落の主要な原因のひとつが知行制度の混亂と荒廢の深化による軍事的財政的破綻にあつたとして、しばしば指摘されてきたこの問題を十七世紀のデカン地方において論證しようとするところにあり、またそこにこの論文の意義があつた。それにしても、官職知行ないしたんに知行と譯されているジャーギールが、第一論文で述べられた三種の知行とどのように對應するのか、あるいはそのような對應は問題となりえないのかという點や、*Idaria* は知行地域と區別される帝國の直轄領であるとするこれまでの通説とは異なつて、これを「國庫收入地域」とし、それと知行地域とが合して帝國直轄領をなすと解されている點（九七ページ）、などはなお疑問點として残る。

インドのムスリム國家と異なり、宰相家を中心とする諸侯の連合體制として十八世紀に復活したマラータ王國では、知行の事實上の世襲化がみられたが、當時最大の知行領主のひとつであつたパトワルドン家を取りあげて、その知行支配の構造を明らかにし、あわせてこれが植民地支配下に小藩王國として存續していく變遷過程をあつづけたのが第三論文である。ここでも、知行領主が派遣した徴收行政官以下の役人層のほかに、各地に郷主以下の土着的世襲役人層があり、領主はかかる二系列の役人層を使って所領の支配維持をはかつたことが明らかにされている。こうして第一部所收論文を通して、農民を中心とする當時の人民がいかなる支配と隷屬のもとにお

かれていたのかという、地方行政の具體的構造が次第に明らかになってきたことは、研究史上大きな前進であつた。

## 二

第二部と第三部に収められた合計六編の論文は、いずれも十八世紀におけるマラータ王國の社會制度や農村社會構造を扱つたものであつて、著者がその深い蓄積を通して我國のインド史研究分野に開拓した先驅的な位置を占めるものである。

さて、これら一連の研究のうち、第四論文は國家とカースト制との關係を扱つたものである。ここでは、カースト制がたんに民間の自律的社會組織であつただけではなく、政府の保護と統制をうける國家的秩序でもあつたことを重視し、かかる保護と統制を加える權力的支柱が英領植民地下に失われていくことによつて、このカースト的秩序に混亂と崩壞の様相がもたらされるはずであるとして、十九世紀末から二十世紀前半に社會學者や人類學者が研究したカースト制が、實はすでに傳統的なそれから大きく崩れていたものになつていない、との見解を示している。カースト制と國家との具體的な關係、および國家がカースト制維持に果たした役割の側面は、確かにこれまでのカースト制研究でも不十分であつたといえるだろう。このような國家的役割の側面を重視する考え方は、第四論文にかぎらず、奴婢および夫役制を考察した後續二論文にもみえる。すなわち第五論文では、マラータ王國における奴婢の制度が民間の慣行であつただけでなく、政府の承認・支持・参加を伴う制度であつたとし、年々一定額を支給された政府の婢は「解放金」をつむぐことによつて解放されたこと、奴婢は生得カーストを失わないこと、さら

に、民間所有主の所有する奴婢は普通一名ないし数名であり、その生殺權も政府によって規制されていたこと、などを明らかにしている。また第六論文でも、カースト的分業體制は村落内分業にとどまらず、バラモンを除く村落住民が各自の世襲的職能に應じて建設や補修、物資の運搬、秣の刈取り、官衙の雜役などの夫役に徴用されるというように、政府需要の直接的充足のための財政的機能をももっていたことが述べられている。そして、かかる夫役義務は農民のみならず非農業者にも要求され、一時的錢納化や特別的免除も可能とされたが、いずれにしてもその徵發責任が村落首長にあったとされる。

インドの社會構成史的展開について、アジアの共同體の殘存のうゑに未發達の奴隸制、そして農奴制が早熟的に接合したとする羽仁五郎氏以來の見解に關連していえば、古代史において家内奴隸制を確認しえても勞働奴隸階級の一般的存在に疑問を抱く研究が多いことはよく知られている。第五論文が扱う奴婢も、そこに紹介された彼らの役務や處遇をみるかぎり、明らかに家内奴隸であろう。當時マラータ王國において、奴婢が人口構成上どの程度の割合を占めていたかは明らかにされていないが、一八四一年ごろ藩王國をふくめたインド全體に約一六〇〇萬の奴隸人口の存在を指摘したD・R・バナジーの見解にたいしては、植民地成立前後の政治的經濟的混亂によって増加した結果であるとされるところからすれば、むしろその割合は小さかったと考えられているようである。今後、バナジーのいう奴隸概念の嚴密化とともに、各時代における奴隸制の定量分析がさらに進んでいくことによって、構成體的移行の解明も深まっていくことであらう。

第七論文は、マラータ王國における農地の種類や所有權の所在問題を扱ったものである。著者はここで、植民地時代初期の報告書ならびにそのごの研究にみられる諸見解を紹介整理したのち、王國直轄領には土地制度上ミラーズ地(私有地)、イナム地(免稅特權をもつ私有地)、國有地、および所有主の消滅した荒蕪地という四種類の農地があったことを明らかにし、地權の所在方が明白な前三者に比してこれが不明確な荒蕪地の處分と歸屬法を紹介した。つぎの第八論文は、十九世紀前半の英人行政官による報告書に共通してみられた、土地私有農民(ミラーズ地)と借地農民ないし小作人(ウパリー)とに二大別される農民が、右の四種の形態をとる農地の耕作といかなる關係をもっていたかを、十八世紀のマラータ王國に遡及して究明しようとしたものである。そこで、大きなイナム地は普通ウパリー農民が分益小作したこと、ミラーズ地農民のなかにはその所有地を、生産物の三分の二を標準小作料としてウパリー農民に耕作させる地主がいたこと、さらに、十八世紀半ば以降政府による國有地および荒蕪地の耕作と開墾が促進され、これにミラーズ地の小作よりも有利な折半條件でウパリー農民が動員されたため、小作人を失ったミラーズ地農民の自作農化が進んだこと、などを論じ、かくしてさきの英人による報告書内容へと接續する整合的解釋を試みている。最後の點にかんしては、ミラーズ地農民の耕作規模の變動を明らかにできれば、一層說得性をもちえたことだらうと思われる。

第九論文は、村民から現物ないし現金による報酬(バルター)を受け「一二種類のバルター職人」と一括總稱されるころの、大工・鍛冶・陶工・皮靴工・理髮人・洗濯人・占星師その他の村落備

人層を考察したものである。このテーマは、「古典的學說」がアジアの社會の不變性の基礎にあるとした自給的村落共同體の内部構造にかかわってくる興味深い問題である。著者はここで、十八世紀後半における職人間の紛議にかんする長文の一裁定文書を譯出紹介したのち、世襲的資格をもつ職人のほか餘所者の職人も同一職域内に存在しえたことや、彼らが地縁團體としての村落を媒介にして村内農民の需要に應じたことなどを明らかにし、さらに職人のえる役得の内容、その役得の分割・贈與・賣買の可能性、およびのちの「ジャジマーニー制度」に近い司祭者と特定家族との關係の存在等についても論じている。

この論文で、著者はインドの農村が多様な傭人を擁し、かなり自給的・閉鎖的な經濟生活を営んできたことを認めつつも、「英領になる以前のインドにおいても、農民が政府權力に對して納めた地租ないし地稅も、多くの場合、物納であるよりはむしろ金納が原則であったのであるから、インドの農村といえども、市場經濟ないし貨幣經濟と多様な接觸を持っていたのであり、したがって、村落經濟の自給性ないし閉鎖性をあまり完結的なものと考えるのは、明らかに誤りである」(二六一ページ)と、主張する。確かに多くの文獻は、英領時代以前でも、現金による地租徵收が原則であったことを述べているし、著者は別のところでもそのことを指摘している(二四二ページ)。しかし、このことと密接な關連をもつはずの、商人の役割とその經濟支配力の強化、貨幣經濟の浸透と結びつく農村と都市とを合した地方的市場の發展程度、貨幣制度や信用制度の實態等の問題にたいする究明は、いまだ不十分なように思うのである。

逆にこうした問題領域が明らかにされてこない、「原則」であ

った地租金納制が現實にどの程度實施されていたかということは、やはりまだ十分な根據をもって論證しえていないということになるのかもしれないのである。これについては、また地代部門において、生産物地代に代わる貨幣地代の實質的な進行度を確かめていく作業が重要になってくるであろうし、それによってひいては社會發展の水準を確認していく手懸りも、より確かなものになっていくにちがいない。

### 三

これまでの諸論文はマラータ王國の本據であったデカン地方を對象とするものであり、時代的にも植民地に轉化する以前の社會にかなるものであったが、第四部に收められた論文四編はいずれも十九世紀のイギリス植民地時代にかんするものであり、そのうち第十論文と第十一論文は、ともに西部インドのキャンベイ灣をめぐる一帯、英領グジャラート地方を對象とする。

すなわち第十論文では、英領時代になってタールクダールと總稱されるこの地方の大地所有者層がその在來的諸權益を剝奪されて、植民地支配下に再編されていく過程を追究することが主要課題となっている。本論文の依據する史料は主としてイギリス人による十九世紀前半の地方的報告書であり、著者の手によりイギリスの圖書館から複寫して將來されたものであった。この研究によれば、十九世紀初頭の英領併合當時この地方には、一般農民が土地保有する「農民村落」とともに、地域によりさまざまな呼稱をもった大地所有者が支配する「土豪領主村落」があって、東インド會社政府は前者の類型に屬する村落を「政府村落」として農民に地租負擔を課

したのたいたし、後者の類型に属する村落については土地所有權の所在を明確化しなかつた。そしてこの間に、警察・司法權の保持など中世的様相をもつた大土地所有者の「領主」的性格は、會社政府による制限や抑壓を受けて變容したが、セポイの反亂を契機とする政策的轉換を経た一八六二年の法令により、ふたたび保護されることになり、その結果、傳統的な政治的支配權を喪失していた彼らに私的土地所有權が確認されて、「地主」的性格の定着していくことが明らかにされている。

著者は、かかる「土豪領主層」の「地主層」への轉化事例が英領グジャラートのみに限られたのではなく、北インドや東部インドでも基本的に同様であつたはずだとし、彼らが在地のもつとも保守的な勢力として植民地支配の有力な支持者となつたという重要な問題に言及しているほか、また十九世紀前半において北部グジャラートの農産物價格が全體として繼續的の下落傾向を示していた點に觸れて、「十九世紀前半における農産物價格の下落はグジャラートだけに限られず、あるいは英領インド全體に見られた現象ではなかつたかと思われ、そしてそれは、英領インドにおける地稅金納原則の貫徹によるデフレ現象ではなかつたかと推察される」(三七六―七七ページ)と、興味ある指摘をおこなつている。この點はつぎの論文でも再度指摘されているが(四三四―四三五ページ)、十九世紀前半期のインド經濟史を研究する際、考慮すべき重要な示唆であるといえよう。

ところで、英領併合當初にみられたグジャラート地方村落の二種類のうち、「農民村落」には、さらに「分有村落」と「單純村落」との二種類があつたとされる。そこで、村内耕地を大・小區分に分

ち各區分ごとに地租納入の連帶責任を有する「分有村落」について、その構造と存続形態を論じたのが第十一論文である。さきの第十論文で、「英領グジャラート全域を農民制村落地域と考へる通念は修正される必要がある」(三五六―三五六ページ)として、タールクダール制の存在が強調されていたが、この「分有村落」制にもとづく地租制もライヤトワリー制とは本來別個の範疇としてあつたはずである。換言すればライヤトワリー制はともといわゆる「單純村落」に適合的なものであつた。ところが、著者の論證によつて明らかになごとく、連帶責任制の解體による「單純村落」への事實上の移行や、エルフィンストンのボンベイ州知事在任中を例外として植民地政府がとつた政策的影響を背景にして、「分有村落」制は衰退していく。にもかかわらずこれが消滅しきらず、植民地時代を通じて存続していくことになつた要因として、相對的に廣大な耕地を有する分有農民が有利な條件で小作させえたこと、および免稅ないし低率地租の賦課される多くの「除外地」を保有していたことが指摘され、また彼らが英領グジャラートの代表的富農層として發展していくことにも言及されている。この論文は長文の勞作であるが、著者自身も表明しているように、農村の構造分析がライヤトワリー制やその他の地租(稅)制度との比較・關連のものになされれば、論旨がさらに明解なものとなつたであらうことは否めまい。

第十二論文は、史料紹介という観点から、十九世紀英領デカン地方のコーレーガオンという小さな山村にかんする一八四一年の調査報告書と借地證書とを譯出し、これにコメントを付したものである。紹介された史料そのものは興味深い、果してこの山村が當時のデカン地方の事情をどの程度典型的に示すものであつたのだら

うかという疑問は残る。

最後の第十三論文は、十九世紀の一〇年代から六〇年代ごろまでの英領南マラータ地方における經濟事情を、農業だけに限らず、手工業や商業をもふくめて多面的に分析したものであり、本論文集のうちここではじめて商工業問題が集中的に論じられている。この論文で著者は、十九世紀における農産物の換金法についても紹介した。この問題は地租金納制にもとづく貨幣經濟の浸透を裏づけていく作業にとつてのみならず、地方的市場圏の構造や社會的分業の水準を確定していく研究作業にとつても、重要な意味をもつと考へる。

農業問題のうち、耕地面積の減少ないし荒蕪地の増加がイギリス人による耕地開拓獎勵政策にかかわらず十九世紀前半に進行した點にかんし、著者はここで、その根本原因が地租の過重徴収にあったことを明らかにし、さらに耕地を開放した農民および増加した人口が地租負擔の軽い近隣藩王國への流出と、富裕者の所有する地租減免地への流出とによつて吸収された、と説く。だが、さきに著者の指摘した農産物價格の下落傾向と、これに伴なう農民の轉職や出稼ぎなどの一時的離農現象も關連していたのではなからうか。さらに手工業については、多くの織機を有する親方が複数の織工を雇傭していたことを示す史料から、「工場制手工業」が普及していたというように歸納されているが(五三二—ページ)、少くともここに引かれた史料をもつて工場制手工業と讀みとることには無理があるように思える。というのは、引用史料では織工たちが同一作業場で就業していたかどうかさえ明らかでなく、彼らが各戸において個別的に織機を賃借していたということも十分考えられるし、あるいは史料

の缺如によりその存在が不明とされる問屋制前貸に近い生産形態であったかもしれないからである。とはいっても、當時の南デカン地方に單純協業ないし本來的マニユファクチュア段階としての工場制手工業があつたかどうかという一般の問題についていっているのではない。こうした問題は、ソ連の研究者がこれまでかなり精力的に研究してきており、われわれもむしろこれから深く追究していかなければならない課題であらう。それとともに、手工業の没落過程についても、イギリス綿製品によつて直接的打撃を受けた都市の手工業的綿業と、再編の過程を経て頑強に残存していく土布生産や上質布生産における手工業とを區別して考えていかなければならぬ。紡織業以外の他の手工業の殘存形態を究めていくことなどもふくめて、今後に残された課題は多いといえよう。

#### 四

以上、各論文の論旨を筆者なりに簡略化して紹介しつつ、多少とも検討を試みてきた。本書で觸れられた多岐にわたる論點を限られた紙数のなかで検討しつくすことは、もとより不可能である。ただ誤讀のあつたかもしれないことを恐れつつ、なお本書全體に通ずる感想を少し述べ、併せて身勝手とも思える希望事項をあえていくつか指摘して、この拙い書評を終えることにしたい。

それぞれの論文は、實證作業の手堅さからいっても、確かにインド史研究上新境地を拓いたものといえよう。數多くの史料を涉獵するに要した努力は、一方ならぬものであつただらうし、これらの史料を援用して史實を究明していこうとする著者の研究には、一種禁欲的なまでの慎重さをうかがわせるものがある。にもかかわらず、

本書通讀後、植民地に轉化する以前から十九世紀後半までの對象地域における、標題のごとき社會經濟史の全體的歴史像が必ずしも鮮明に浮びあがってこないのは、果していかなる理由によるものだろうか。

これには、もちろん讀者の側にも一半の責任があるろう。しかし本書にも共有されると思えるその理由をあげるとすれば、論文集という本書構成上の性格は別としても、論題が土地制度や社會構造の分析に集中し、商工業問題を扱つたものはわずかに第十三論文一編であつたことや、豊富な史料から巧みに歸納して概念化された歴史的事象には、カッコつきの用語が多いことに象徴されるごとく、讀者の側で消化するのに困難なところがあることなどのほか、さらに、實證性が重視されるのはもとより當然だとしてもその反面、著者のインド近代史にたいする全體的見通しなり歴史方法論が慎重を期してか抑えられていて、史料本位の側面が強く打ちだされていることをも、指摘できるのではなからうか。ダイナミックな歴史展開の總體的把握を可能とするものが、高い實證性とともに歴史研究者のもつ強固な歴史理論であることを考えるとき、實はこの最後の點に、讀者をして植民地前代から植民地時代のインドにおける社會經濟史的發展の全體的歴史像を十分説得的には理解せしめていない理由があるのではないか、というのが本書通讀後にいただいた率直な感想であつた。

したがつて、この點にかんして欲張つた希望を述べると、本書を論文集として公にするに際し、簡單なりとも要領をえた通論的概説

を書き加えて收載して欲しかった。そうすれば、そこで著者の考えているところが一層直截な形で示されたであらうし、本書を讀むもののインド史にたいする歴史意識も一層鮮明に形成されえたらう、と思ふのである。

さらに技術的問題にかんしていえば、巻末に西部インド關係年表のほか、事項・人名・地名別の詳細な索引が付されているが、事項索引のみは大項目別に索引項目が分類されているため、かえつて利用しにくいことが間々あつた。また譯語の選定、用語の統一、ローマ字表記法などの問題もある。とりわけ、正確を期して付されたのは、ペルシア語やマラーティー語における語末hや母音の扱ひ方をふくむローマ字轉寫法が、著者なりの基準を示して統一的におこなわれていたならば、系統を異にする兩言語において同一單語が別様に轉寫されることはあるにしろ、當該史料に直接當たれぬものにも、文中「意味不明」とされた語などを考えていく手懸りは残されることになるからである。それとともに、原史料の引用には句讀點を挿入し、引用者の讀み方を示しておいて欲しかった。そしてなお、用語や表記の不統一を最小限に止めるためにも、ローマ字表記を併記した譯語一覽表ないし簡單な語彙集をできれば記載して欲しかった、という希望もある。それがあれば、本書のみならず今後の研究にとつても、きわめて有益であるに相違ないと思ふからである。

(近藤 治)